

## 【Q 所在不明者への対応】

**Q 特別養護老人ホームで、無断外出の傾向のある利用者が所在不明となりました。施設としての対応を教えてください。**

A

1 所在不明者への対応

- (1) 通報 氏名、服装、特徴、不明時刻を事務室・施設長へ連絡する。
- (2) 緊急施設内放送 緊急施設内放送で全職員・入所者に所在不明者の発生を伝える。(氏名、服装、特徴、不明時刻など)
- (3) 施設内、周辺の搜索 援助体制を緊急事態に切替えて、直ちに施設内、周辺の搜索(30分を目途とする)
- (4) 緊急対策本部設置 施設長室に本部を設置するとともに家族へ連絡する。
- (5) 搜索
- ・利用者が立寄りそうな近隣地域の搜索
  - ・施設周辺の危険箇所をチェック
  - ・行政への協力要請
  - ・警察署に連絡
- (職員は15分おきに本部へ連絡、携帯電話持参)
- (6) 発見 本部、家族、行政、警察へ「発見」の連絡、  
(協力者に感謝の意を表明する)

2 度重なる無断外出の原因究明

ハード面も含めた施設の管理に問題はないか。

その利用者が必要とする適切な介護・介助がなされているか。

などその原因を究明するとともに、常日頃から、利用者個々の性格・行動・日々の心身状況を的確に把握しておくとともに、事故発生時に備えて、搜索願いを速やかに提出できるよう普段から準備しておくことも必要です。

なお、外出先で事故に遭った場合には、施設の責任として事故を予防する観点から、管理者としての注意義務違反を問われる可能性もあります。

3 危機管理マニュアルの作成

事故発生時の対処と事故が起りにくい環境の整備との観点から、危機管理マニュアルを作成し、所在不明者の捜査時の応援体制も考慮した施設の危機管理体制を十分に整備しておくことが重要です。